

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年2月28日（令和4年（行個）諮問第5051号）

答申日：令和5年7月20日（令和5年度（行個）答申第5045号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、令和3年7月頃に、特定労働基準監督署に特定事業場の労働基準法違反に関する申告を行った件の調査内容等の書類及び添付資料。（申告処理台帳及び添付資料）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が、令和3年9月9日付け埼労発基0909第11号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

監督復命書の違反法条項・指導事項・違反態様等の全部開示をしてください。どんな違反があったかは、知る権利が私にあるためです。

また、是正報告書の法条項等の開示をしてください。どんな違反があったのか知る権利が私にあります。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人（以下、第3において「請求人」という。）は、開示請求者として、令和3年8月13日付け（同月16日受付）で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、請求人がこれを

不服として、同年11月26日付け（同月29日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示した上で、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求人が特定労働基準監督署に対して申告した事案にかかる申告処理台帳一式（別表に掲げる文書番号1から5までの文書（以下「対象文書」という。））に記録された請求人に係る個人情報である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、次の（ア）及び（イ）に掲げる情報については、請求人の個人に関する情報ではなく、更に請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ア) 「是正確認」欄（対象文書3の①）

対象文書3は、監督復命書及び是正勧告書の担当官控えであるが、対象文書3の②の「是正確認」欄には、請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(イ) 担当官が作成した文書（対象文書4）

対象文書4には、請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、請求人が申告した事案に関連して担当官が収集等した情報も含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、

「受付者」，「担当者」，「被申告者の事業の名称」，「同所在地」，「同事業の種類」，「同事業の代表者」，「申告者の氏名」，「同住所」，「同事業場内の地位」，「申告事項」，「申告の経緯」，「申告事項の違反の有無」，「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」，「違反条文」，「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」，「処理経過直接連絡の諾否」，「付表添付の有無」，「労働組合の有無」，「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また，申告処理台帳続紙には，一般的に，「処理年月日」，「処理方法」，「処理経過」，「措置」，「担当者印」，「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書の1の①には，請求人以外の個人に関する情報であって，請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから，当該情報は，法14条2号に該当し，かつ，同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

また，対象文書の1の①には，当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されている。これらの情報は，開示されることとなれば，事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当する。

さらに，これらの情報には法人に関する情報が含まれており，労働基準監督署に対して開示しないと条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当する。

加えて，これらの情報が開示されることとなれば，労働基準監督署における調査の手法が明らかになり，労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，また，違法行為の発見が困難になるなど，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから，これらの情報は，前段で述べた法14条2号，3号イに該当することに加え，同条3号ロ，5号及び7号イに該当するため，不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書及び是正勧告書（控）等（対象文書3）

対象文書3には，監督復命書及び担当官が監督指導のために必要であるとして作成した是正勧告書の担当官控えが含まれている。

監督復命書は，労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行っ

た際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

a 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄のb以外の部分

対象文書3の②の監督復命書の「完結区分」欄等には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5

号並びに7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- b 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部対象文書3の③の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」又は「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」も同様。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に

判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」又は「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」又は「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14号3号イに該当する。

また、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示すること

により、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イに該当することに加え、同条5号、6号及び7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（対象文書5）

対象文書5は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。

対象文書5の①には、氏名等請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、対象文書5の①には、当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されている。これらの情報は、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の人材確保や危機管理の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

さらに、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報は、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあるため、同条5号及び7号イに該当する。

特に同条5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（参考 最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件にお

いても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

原処分において不開示としている部分のうち、対象文書1の②及び3の④及び5の②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

エ 請求人の主張について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「監督復命書の違反法条項・指導事項・違反態様等の全部開示をしてください。」「是正勧告書の法条項等の開示をしてください。」等と主張しているが、上記イで述べたとおり、法12条1項に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記(3)ウに掲げる部分は法14条各号に該当しないことから新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項について法14条6号を加えた上で、不開示を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、令和4年2月28日付け厚生労働省発基0228第1号により諮問した令和4年(行個)諮問第5051号に係る諮問書理由説明書について、上記(3)ア及びイに下記のとおり追加して記載するとともに、別表を別添のとおり修正する。

(1) 理由説明書に下線部を追加する。

【理由説明書】

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、(中略)である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、次のア及びイに掲げる情報については、請求人の個人に関する

る情報ではなく、更に請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

なお、仮にこれらの情報が保有個人情報に該当すると判断された場合においても、下記（２）エの理由により不開示情報に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

（以下略）

イ 不開示情報該当性について

（ア）（略）

（イ）監督復命書及び是正勧告書（控）等（対象文書３）

（中略）

a 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の
b 以外の部分

対象文書３には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法１４条２号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

（中略）

以上のことから、これらの情報は、法１４条２号、３号イ及びロ、５号並びに７号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

（以下略）

（ウ）特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書５）

（中略）

以上のことから、これらの情報は、法１４条２号、３号イ及びロ、５号並びに７号イに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

（エ）担当官が作成又は収集した文書（対象文書４）

対象文書４は、担当官又は労働局職員等が監督指導のために必要であるとして作成又は収集した文書である。

対象文書４には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法１４条２号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、対象文書４には労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。

労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合にその指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号及び7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(2) 上記(1)の変更等に伴い、理由説明書の別表を別添のとおり修正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年2月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 令和5年4月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月7日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑥ 同年7月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項を、法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イに改めた上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表の通番4に掲げる文書について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報が記載されているとは認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

- (1) 通番4①は是正勧告書の「是正確認」欄の一部である。是正勧告書の「是正確認」欄の一部は、是正確認のための確認方式欄及び押印欄から構成される。いずれも業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

- (2) 通番4②は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定監督署の担当官が作成した文書であり、具体的には、指導票（控）である。

当該部分は、審査請求人の申告事項に関連し作成された文書であると認められ、その記載内容及び取得の目的を考慮すると、当該部分に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番2

通番1は、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙の記載の一部である。

これらの部分は、特定労働基準監督署の担当官と特定事業場担当者の事務的なやり取りや申述内容が含まれるが、原処分において開示されている情報と同様の情報であるか、開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番2は、監督復命書に記載された、「労働組合の有無」、「週所定労働時間」、「別添」の各欄の記載である。これらの部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、当該事業場の従業員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分には、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、これらを開示しても特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるものとも認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3

当該部分は、監督復命書の「署長判決」欄の日付部分である。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、さらに、行政機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号、6号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番6

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。これらの部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、開示されている情報から推認できる内容であり、特定事業場の従業員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分に含まれる事業主職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で既に開示されているか請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は法14条2号に該当せず、上記アと同様の理由により同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番4②

当該部分は、特定監督署担当官が作成し特定事業場に交付した指導票の控えである。当該部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が記載されているとは認められない。また、当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。さらに、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

(ア) 通番1の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督官と特定事業場の担当者との具体的なやり取りの内容や労働基準監督署における処理方針等が記載されている。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

また、当該部分は、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示

すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2及び通番5には、特定労働基準監督署が特定事業場に調査したことにより明らかとなった内容等が記載されている。通番4②は、特定監督署担当官が作成し特定事業場に交付した指導票の控えである。また、通番6は、特定労働基準監督署調査官の調査に伴い特定事業場から提出された資料である。

a 通番4②及び通番5②の「受領年月日、受領者職氏名」欄の受領者氏名部分には、特定事業場の代表者の署名が記載されている。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番2、通番5①、通番6及び通番4②の上記aを除く部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。また、当該部分は、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められ、これを開示すると、特定事業場の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ、5号、6号及び7号イ該当性について

通番3の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イとした決定について、諮問庁が、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イに該当することからなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性等

1 文書番号、 文書名及び頁		2 諮問庁が不開示を維持するとしている 部分		3 2 欄のうち 開示すべき部分		
		該当箇所	法 1 4 条 各 号 該 当 性 等	通 番		
1	申告処 理台帳 及び申 告処理 台帳続 紙	1 ない し 9 頁	① 4 頁「処理経過」欄 1 6 行目 1 0 文字目ないし 2 1 行目 1 文 字目（空欄部分を除く）， 2 4 行目 1 文字目ないし 8 文字目， 2 5 行目 5 文字目ないし 1 4 文 字目， 2 6 行目 8 文字目ないし 2 7 行目 2 4 文字目， 5 頁「処 理経過」欄 2 9 行目ないし 3 2 行目（空欄部分を除く）， 6 頁 「処理経過」欄 1 行目 5 文字目 ないし 1 1 文字目， 1 7 文字目 ないし最終文字， 2 行目ないし 3 行目（空欄部分を除く）， 7 頁「処理経過」欄 1 行目 5 文字 目ないし 1 1 文字目， 1 7 文字 目ないし最終文字， 2 行目ない し 3 行目（空欄部分を除く）， 6 行目 1 文字目ないし 6 文字 目， 1 3 文字目及び 1 4 文字 目， 7 行目 1 文字目ないし最終 文字， 8 行目 1 6 文字目ないし 最終文字， 9 行目 1 9 文字目な いし 2 4 文字目， 1 0 行目 4 文 字目ないし 9 文字目， 1 2 文字 目ないし 1 1 行目 1 文字目， 1 2 行目 7 文字目ないし 3 3 文字 目， 1 4 行目ないし 1 5 行目 （空欄部分を除く）， 1 6 行目 4 文字目及び 5 文字目， 1 9 行 目 2 文字目ないし 2 0 行目 2 3	2 号， 3 号イ 及 び ロ， 5 号， 7 号イ	1	5 頁 2 9 行目 1 文字目ないし 4 文字目， 1 2 文 字目ないし 1 4 文字目， 9 頁 5 行目 1 文字目な いし 4 文字目， 1 1 文字目ない し 7 行目

		文字目， 2 4 行目 4 文字目及び 5 文字目， 1 0 文字目ないし 2 4 文字目， 3 1 文字目ないし 2 5 行目 1 5 文字目， 2 6 行目 8 文字目ないし 2 7 行目 1 5 文字 目， 2 9 行目ないし 3 1 行目 (空欄部分を除く)， 3 2 行目 2 0 文字目ないし最終文字 9 頁「処理経過」欄 5 行目ない し 7 行目 (空欄部分を除く)			
		② 4 頁「処理経過」欄 2 2 行 目， 2 3 行目， 2 4 行目 9 文字 目ないし最終文字， 2 7 行目 3 8 文字目ないし 2 8 行目 1 文字 目， 6 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 4 文字目， 1 2 文字目ないし 1 6 文字目， 4 行 目， 7 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 4 文字目， 1 2 文字目ないし 1 6 文字目， 4 行 目， 9 頁「処理経過」欄 2 3 行 目	新たに 開示	—	—

3	監督復命書	14頁ないし16頁	②14頁「完結区分」欄，「労働者数」欄（「特別1」及び「特別2」を除く。），「労働組合」欄，「週所定労働時間」欄，「参考事項・意見」欄4行目ないし5行目（空欄部分を除く），「No.」欄5枠目及び7枠目，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄5枠目及び7枠目，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄5枠目及び7枠目，「別添」欄4列目ないし7列目，15頁「No.」欄1枠目，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄1枠目，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄1枠目，16頁「参考事項・意見」欄1行目1文字目ないし最終文字，5行目33文字目ないし8行目14文字目，9行目1文字目ないし19文字目，12行目ないし16行目（空欄部分を除く），17行目13文字目ないし18行目37文字目，23行目1文字目ないし27行目15文字目，23文字目ないし33文字目，28行目2文字目ないし11文字目	3号イ2	及び 及び 号，5 号，7 号イ2	14頁「労働組合」欄，「週所定労働時間」欄，「別添」欄，16頁「参考事項・意見」欄9行目1文字目ないし9文字目，16文字目ないし19文字目，28行目2文字目ないし11文字目
			③14頁「署長判決」欄，16頁「参考事項・意見」欄30行目1文字目ないし最終文字	3号3	イ，5 号，6 号，7 号イ3	14頁「署長判決」欄（日付部分に限る。）
			④14頁「労働者数」欄のうち「特別1」及び「特別2」，「監督重点対象区分」欄	新たに 開示	—	—

4	担当官等が作成又は収集した文書	17頁	①17頁「是正確認」欄（表頭部分を除く。），19頁「是正確認」欄（表頭部分を除く。）	保有個人情報非該当（又は2号，3号イ及びロ，5号，7号イ）	4	18頁全て（報告期日，指導事項欄1行目ないし8行目及び受領者氏名を除く）
		19頁	②18頁			
4	担当官等が作成又は収集した文書	17頁	①17頁「是正勸告書（控）」前文1行目17文字目ないし23文字目，「法条項等」欄11行目及び13行目，「違反事項」欄11行目ないし13行目（空欄部分を除く），「是正期日」欄11行目及び13行目，19頁「時間外・休日労働削減に係る是正勸告書（控）」前文1行目32文字目及び34文字目，「法条項等」欄不開示部分	2号，3号イ及びロ，5号，7号イ	5	—
		17頁	②17頁「受領年月日，受領者職氏名」欄の受領者氏名部分，19頁「受領年月日，受領者職氏名」欄の受領者氏名部分			
5	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書	20頁ないし125頁	①20頁ないし70頁（68頁，69頁及び70頁の各特定労働基準監督署受付印部分を除く。），71頁5行目ないし6行目，72頁2行目3文字目ないし4文字目及び5行目ないし7行目，73頁9行目印影部分74頁ないし77頁，78頁ないし118頁（78頁及び80頁の各特定労働基準監督署受付印部分を除く。），119頁ないし125頁（121頁及び1	2号，3号イ及びロ，5号，7号イ	6	24頁ないし28頁，29頁全て（右欄下から1行目ないし4行目を除く），30頁ないし32頁，74頁ないし77頁，119頁全て（事業主印影，表の2行目から8行目を除く），1

		23頁の各特定労働基準監督署 受付印部分を除く。)			20頁項目1
		②68頁, 69頁, 70頁, 7 8頁, 80頁, 121頁, 12 3頁の各特定労働基準監督署受 付印部分	新たに 開示	—	—

注1 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号5の1枚目ないし125枚目に1ないし125と付番したものを「頁」として記載している

2 原処分において全て開示された文書2を含まない

3 補充理由説明書による一部削除を反映し、追加部分を下線で示している

4 2欄の表記方法は、当審査会事務局において整理した